

# 日蓮正宗の血脈とは

廣田頼道

私達は、今の混乱の中で、血脈の相承とは、歴代から歴代への、一人から一人へ、完璧に仏意の成せる業で受けつがれ、という——

これが仏法であり、こうでなければ仏法はないとの考えに基づいた「金口嫡々・唯受一人」は宗史の上においても教義の上においても、まちがいでありますと主張しています。しかしこれは、日蓮正宗のここが切れている、あそこが切れているといったアラ探しをしているのではなく、そういう時代には、必ずそれを諫め、糾す人々の修業があり、それが今日まで大聖人の法を支え、大聖人の血脈を守って来たのである。——ということを知らせたいが為に、現実に眼をむけ、かつまちがいであるならば教えてもらいたいと、訴えているにすぎないのであります。

実状はこのような素朴な問いに答えてくれる気配がないのであります。

私がこの福山布教所を信者さんと共に開所するにあた

って、かつて正信覚醒運動をしていて、自分の都合で変  
られたA師に、「自分は、こんな簡単な矛盾に答えられな  
い貫主はおかしいと思いますので、今の所はこうしよう  
と思っっています。」との意志を伝えました所、「俺達も阿部  
さんに相承があったというならば、あったということ、  
はつきりしてくればスッキリするんだから、そのこと  
を望んでいるよ。」と聞かされたのであります。そうして  
いながらA師はずっこけて、「おまえ達の方はいざれ御本  
尊がなくなるから、久保川さんが御本尊を書くんだろう。」  
というのであります。あまりにつかれたため、否定する  
だけに止め、駅で小さな巨人のオロナミンCを飲んで、  
むなししい心で帰った。しかし、後日になって幾人もから、  
「どんなにまちがっていても猊下は猊下だ」という言葉  
を聞き、最近では、「あってもなくても、あったと信ずる  
のが我々の信心だ」などという言葉を聞くに至っては、  
オロナミンCでは効果がないようであります。

「あってもなくても、あったと信ずるのが信心だ」と  
いう一切衆生に成仏の道を教示することも出来ない理屈  
をもっともらしく見せようと努力したのが、先回の「宗  
内教師の決議文」というものであります。つまり、  
一、日頭上人猊下は、日達上人猊下より金口嫡々唯受

一人の血脈相承を受け、六十七世の法燈を継承遊ば  
されたことは、厳然たる事実である。

二、右の事実を否定し、猊座の尊嚴を汚し奉る徒輩に  
対しては、断固としてこれと斗い、血脈の尊嚴を守  
り奉るものである。  
以上

昭和五十七年四月二十八日

前文は同じ類である為略させていただきますが、よく  
提案され、よく署名捺印をされたものと思うのでありま  
す。

日頭上人自身が、その御仏意のうえにおいての相伝は、  
ある形式に執られるものではないのであります。

(大日蓮57年5月号57P)

といっています、それは宗門七〇〇年の歴史の中で、  
たとえば日主上人より日昌上人への要法寺へ染って行く  
ような時代の中では、日昌上人が小金井蓮成寺へ相承を  
受けとりに行ったり、又受けたはずの貫主が「大石寺の  
悪僧ども」と、自分が要法寺流にして行くことにことご  
とく反発する正信の僧を恨んだ書面を認めるなどという、  
実に突飛な貫主の姿勢や相承形式迄あらわれてくるので  
ありますから、日頭上人のいわれる「形式に執られるも

のではない」のも一理といわず二理ほどあるかもしれない。

それでは、二十年間教学部長をされて来て謗法嚴戒の宗風の中にあつて、四月十五日、正式な形式に執われないうで、「嚴然たる事実」がどういふ例外的形態によつて行なわれたというのか？

そして日に日に意固地な自信を持つて「決議文」に印を押した人々は、何を根本に「嚴然たる事実である」とし、何を具體的信心の信念と理由として「猊座の尊嚴を汚し奉る徒輩に対しては断固としてこれと斗う」というのであろうか、絵にも画いてないモチを、嚴然たる事実と考へ、断固としてこれをくうと発言しているにすぎないのであります。

宗内教師の保身より提出された決議文は、まったく二足三文で、(二足三文の内容であるから署名捺印した人もいるそうです)自分の首をしめこそすれ、裁判の場面で、残る正信会の人々を処分する為の、宗門の総意で処分せざるを得なかつたんだとの理由付けに使用することも、これでは出来ないであります。

やはり、先ほどあげた

「あつてもなくても、あつたと信ずるのが信心だ」

というのが、現在の貫主並宗務当局の成仏得道の「示標」と考へざるを得ないのであります。実に貧困なことであります。

さて、このような悲惨で低次元のことをいう為に、今回この紙面を借りたわけではないので、私はここで、大石寺第三十一世日因上人の著述である「袈裟珠数の事」(宗要一卷―三五三P)の文章を追つて、少々問題提議をさせていただきたいと思つております。(この御文は、堀上人が無題で置かれていたものを宗学要集に載せ為、このような題名をつけた)

日因上人(経道院・覚応日相)は岩城阿本因坊日完(岩城黒須野妙法寺十五代)を師匠と拝するのでありますが、これは日因上人が一六八七年に黒須野に生れ、地元の寺に出家したことを物語つてるのであります。そして、一七六九年八十三才で御入滅されるのであります。その生涯は、二十七世日養上人・二十八世日詳上人・二十九世日東上人・三十世日忠上人と同時代に送られ、日寛上人の訓育をまのあたりに受けられる時であつたのであります。つまり年齢の差を見ると、日有上人から日寛上人に法が付された一七一八年の時点で、日詳上人(三十八才)日東上人(三十才)日忠上人(三十一才)日因

上人（三十二才）の信・行・学の志盛んな時であったと思われるのであります。

これらのことは、「本尊抄聞書」等に示される聴聞者の名前からも充分るのであります。

日寛上人は法を受けられた一七七八年以前に、一七一五年撰時抄愚記上・安国論愚記、一七一六年撰時抄愚記下・法華題目抄文段、一七一七年法華取要抄文段、と著されるのであります。そしてこれらにまつわる講筵に日因上人は当然の如く連つたと思われるのであります。しかし一点だけ不安なことは、日因上人は細草檀林第三十七代の能化でありますから、これがいつ頃から檀林の学生であり、いつ頃かからいつ頃まで能化として細草に在住していたか、不明な点があるのであります。しかし乍、宗風無縁の細草ではありませぬので、一七二五年からの文段著述にまつわる寛尊の講筵には、一七二七年の師匠の死にも左右されることなく連つていたと考えられるのであります。

「袈裟珠数の事」（宗要一―三五三P）は富士年表によれば明和二年（一七六五年）八月十二日の著述で、寂年より四年前のものであります。

この中において日因上人は、そのほとんどを珠数のこ

とに触れ、他宗で用いている珠数の出典も数多く引用され、ことさら珠数の辞典の趣を成すように示されているのであります。

原本はタテ十三センチ、ヨコ二十センチぐらいの大福帳のような形体で、正式な本の体裁はとっていないのでありますから、やはり無題の資料集めのような草稿文的なものと思うのであります。

この中において日因上人は、大聖人が二十二才の時に御認めになられた「戒法門御書」（新定一―一九P）に引用されている

数珠經云、不應越母珠、過越諸罪数珠、如佛（中略）超越次第者、依因果妄語之罪、當墮地獄云云。此等の文意を能々信ずべし。

この文と、「他受用御書」にも同様に数珠經を引いて、母珠を越えのりこすべからず珠を越ゆる罪千万と云云このように引用され、示されることに對して（この教えに順じて私達は昔から講習会などで、数珠をくってゆく時は親玉を数えず、玉をくっていったならば親玉を越えずもどってこなければいけないと教えられてきたのであります。）日因上人は、（宗要一―三五四P）この引用文の数珠經の意味するものは、天台の相伝であつて、本文（大

聖人の主張せんとする心)に、あつてないと主張するわけでありませう。その理由として

①御書の中で大聖人は、一遍の念仏で十以上の珠を越えている状態は、妄語の罪を重ねていることであり、その罪は重いぞということと引用しているにすぎない。

しかも、母珠を数えないということのほうが仏(母珠)を捨てることであり、上下の次第を越えることだ。

というのであります。次に、

②数珠は仏法僧の三宝を表わしているのであるから、四菩薩の僧分を数えたとしても、親玉である二仏を数えないのであるならば、念珠は仏法僧の体僧を表わしていることにはならず、法宝のみを表わしているものであつて、先師方が伝えて来たものは釈迦多宝の二仏を捨てたものとなる。

これらは要法寺日大の邪信を信じているゆえの過失である。

とするのであります。

これは前の文章でも書きましたように、日主上人が貫主在任中のまま、小金井蓮成寺にこもられ、こういう状況から要法寺の圧力が顕在化して行くわけでありませう、日因上人は数珠の事柄もこの論外ではないとするわけ

あります。

今①②とあげた日因上人の主張される①の項から見ると、時に、

数珠は一般に題目を数える計算機の役目を有するといわれませうが、左右の二つ房と三つ房の違いがいつ頃から何を理由に変化してきたのかさえも分からないのであります。しかし珠の数値(壺玉は入れない)を数えますと、親玉二つを入れないと割り切れない数となつてしまふのであります。

三ッ房 →  $5 + 5 + 10 \parallel 20$

二ッ房 →  $5 + 5 + 5 + 5 + 1 \parallel 21$

内側 →  $56 + 56$  (四菩薩の4ッを抜いて108となる) ↓

112

親玉 ↓ 2

このようになっており、親玉を抜いた数は百五十三となり二つの親玉を入れた数は百五十五の切りの良い数となるのであります。とりたてて切りの良い数でなくともかまいませんが、百五十三という数が仏法的に意味ある数値にも想えないのであります。

もし計算機の意味も満すとすれば、日因上人は、親玉を数えるということと、親玉を越えるということは、別

の意で、交錯するものではないんだと会通されているものと思うのであります。

この為に、数珠のことを合せ、日因上人は（宗要一—三七七P）

数珠摺り様の事。

当山に二種有り、一には母珠を越えず一片五十四珠を上流し下に流す即上求菩提、下化衆生の意なり此は要法寺日大叡山より相伝の義なり当山日昌上人己来之を相伝すと見たり、今専ら之を用ゆ但日因之を用ひず、高雄口決（真言宗真濟著、日本大藏經事相疏）に因る則は過失有り教相判の下具に之を述べたるが如く多くの過失之有る者なり、二には二母珠、数を取る故に百八並に母珠を摺るべし即大小經論の如く具に百八珠並に三母珠を満てて以って一遍と為すなり、此は祖師己来御相伝なり当山日主上人子細有りて関東に下向し下野小金井蓮行寺にして入寂す、故に関東五箇寺並に奥州諸末寺此より本山の式法を守るのみ、然るに日昌上人己来、山の化儀少し要法寺に准する有り則數珠相伝等是なり、安房国保田妙本寺古来の法を守る本、当山蓮藏坊日目上人遺跡より引移て法儀を立る故なり、然れば則当山二種の中には大衆伝流尤好者なり。

と示し、要法寺化されて行こうとする大石寺の当時の姿と、それを諫める大衆に伝流されていく正信の姿が、本来あるべき姿に日蓮大聖人の血脈を守ったことを、事実として貫主である日因上人自身がそのことを明らかにさせているのであります。

この時代、日精上人の代になってますます要法寺流への改ザンが進み（宗要一—三七七P）

当山念珠の御相伝三通之有り、目師御事、道師御目錄之有り、然る処に十八代日精上人御代之を失ふと見へたり日舜上人（十九世）精師在府の砌仰越され候へば長持の中に之有るべき由仰越候へども之無しと見へたり、たとへ之有るも日典上人（二十世）御代大坊焼失の砌焼け失せたる者か、故に今御目錄十七条のみ之有り御相伝悉皆失ふ故、日忍上人（二十一世）日俊上人（二十二世）己来數珠相伝に当山の相伝之を失ふ故に要法寺日大上人（要法寺六世）叡山相伝之有り、喜い哉、悲哉、大衆方正法を守ると云へども近代上人方は皆正法を失ひ天台真言の邪義に附する故に今日因之を改め近代上人方の附邪の法を疑ふのみ。

このように示され、

念珠にまつわる法門の相伝として、目師・道師等をは

じめ三通の相伝並に目録があつたとされるのであります  
が、十八世日精上人の代になって、心懸けないずさんな  
保管か、要法寺流の化儀を通す為に自然を装い沫消され  
ていったかの、どちらにせよ搔消されていったことを歴  
史は物語っているであります。

つまり現実はどこらにせよ、粉失され長持の中にはな  
かつたというのであります。そして、もしこれがあつた  
としても、二十世日典上人の時代に

大坊消失（具体的年数が分らないためか、富士年表に  
は記載されていない）の砌り、焼け失せたる者か

となり、御相伝は悉く失つてしまつてゐるために、日典  
上人以後の日忍日俊己来当山の数珠並に文書として残さ  
れて来た相伝はなくなつてしまつたと思われるのであり  
ます。

そして数珠に関しては、要法寺六世日大の叡山相伝を  
もつてその原形としてしまつてゐるのである。と、主張  
されてゐるのであります。

大衆方は真剣に「謗法嚴戒」を根本規範にして要法寺  
の影響からも真剣に正法を守つてゐるにもかかわらず、  
近代の上人方は皆正法を失ひ、天台真言の邪義に染つて  
行く。その姿を見聞して、日因は近代上人方の附邪の法

を疑うのである。

と、示し、その後結論付けとして（宗要一―三七八）

一には日主上人立行関東奥方に残り伝はる故

二には当山古老僧皆之を伝ふる故

三には当山日目上人の相伝悉、房州保田に有る故

四には要法寺二代日大叡山相伝当山に伝ふ、故に知ぬ

近代上人方、要法寺日大の邪伝に附するのみ。

この四つをあげて、しめくくりとされてゐるのでありま  
す。

蛇足かもしれませんが、三番目の

当山日目上人の相伝悉、房州保田に有る故

の項目は宗要一―三七九Pの「対俗三衣談」という三十  
三世日元上人が日芳と名乗られていた時代に認められた  
この書物を見ると、

今云く数珠を指に掛くる事、文珠の方を以て右の手  
の指、ゆびに掛け母珠の方を以て左の手の中指に掛く、  
是、則右の人さし指は風大に当り左の中指は火大に当る  
なり、菩提の風を以て煩惱の火を消して法性の智火を  
吹起す意なり己上房州日我の義なり

として、数珠のかけ方は右の人さし指と左の中指にかけ  
ることが、正しいとしてゐることに對して、日元上人は

結論として、

予拝し奉るに宥師、寛師、養師、詳師、東師何も中指なり近代教師も中指なり。

として保田日我の説並に当時の保田の化儀を破しているのであります。

そうしてくると、前の三項目の、

当山日目上人の相伝悉、房州保田に有る故

との意味を裏付けるにはあまりにも心もとなく、保田は相当な混乱があり正しくその化儀が伝えられたとは思えないのであります。

このように考えてみると、日因上人が最後にあげた四つの項目の四つ目は、当時の状況を憂いて実際の姿をいっているものですから三つ目も、今あげた理由ではずすとなると、一番目の日主人までの教義の正当性と二番目の、

当山古老僧皆之を伝ふる故

というものと、項目の中には入れてありませんが、

「大衆方正法を守る」

又、

「当山二種の中には大衆伝流尤も好者なり」

この三つの要素こそが、この時代において、正しい法を

正しく今日まで、日蓮正宗の法として伝える礎となつたと拝せられるのであります。

これらの厳然たる宗門の歴史を踏まえる時、現代において日顕上人が相承を受けていると称せられているのであるならば、日顕上人が主張される、

今現在の状態において、形式に執われたところから相承の有無については軽はずみに云々する者もありますが、私は間違いなく日達上人よりお受けいたしました。

そこで私が申し上げたいことは、一番の根本をまず信じて、そのところに仏法の在り方を確立するならば、それは絶対に御仏意においてなくなるはずがない、ということでありませう。

もしもなくなつたならば、大聖人は仏様ではないといふことであり、末法の一切衆生を成仏させることはできないということになるのであります。(大日蓮五月号五十七P)

という主張が、何宗の、どういう道理を満しての教義かを御教示していただきたいのであります。

大衆の伝流、大衆方正法を守る志、古老僧の正法嚴護忍難弘通の上に、今日の日蓮大聖人御法門が弘通されて



来たと考えなければいけないと思うのであります。

今日の混乱の中の宗門を清浄化して行く為には、こういった時代の熱原の三烈士にも劣らない僧俗大衆を忘れることなく真の報恩をもって、覚醒して行かなければならないことと思うのであります。何故かならば弾圧された人々の側が、法を曲げた人を歴代としてとどめ位置付け包含し、七〇〇年の歴史の中で信心の戒として拝しているように思えるからであります。

大聖人様が仏様でなくなってしまうといい一切衆生を成仏させることができないことになる——と主張する狂った人々の前では、負けるが勝ちの宗門かもしれないと最近つくづく考えるのであります。

それが狂った人間を泥梨から救ってやる一つの方法かもしれないのであります。

以上